

淀川水系流域委員会 第45回委員会(2005.8.24開催) 結果報告		2005.9.9 庶務発信
開催日時:	2005年8月24日(水) 16:00~19:15	
場 所:	カラスマプラザ 21 8階 大・中ホール	
参加者数:	委員 21名 河川管理者(指定席) 12名 一般傍聴者 214名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系5ダムについての方針および調査検討結果に対する委員会の意見を取りまとめるワーキンググループを設置することが承認された。 <p>2. 報告の概要</p> <p>①「住民と委員との意見交換会」の実施報告</p> <p>各地域別部会長より、報告資料2「住民と委員との意見交換会の実施報告」を用いて、住民と委員との意見交換会の概要について報告がなされた。</p> <p>3. 審議の概要</p> <p>①5ダムの方針および調査検討内容に関する意見交換</p> <p>河川管理者より、川上ダムと丹生ダムについて、追加的な説明がなされた(審議資料1-7-7「川上ダムの三重県利水について」、審議資料1-7-8「川上ダムについて(補足説明)」、机上資料「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について(資料編)」、審議資料1-4-5「琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまとめ(2005年1月22日)に関する検討」、審議資料1-4-6「今回の方針における丹生ダムの運用イメージ(補足説明)」。その後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p>○川上ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市の水利権は30m³/s程度ある。大阪市から京都府に、京都府から三重県に転用できないのか。 ←現在は供給と取水がバランスしている。転用すればこのバランスが崩れることになる(河川管理者)。 ・川上ダムの自然環境について、調査検討結果と各種委員会のコメントが示されている。結果だけでなく、各種委員会の議事録や公式な答申等があると思う。見せて頂きたい。 ←各種委員会から答申はもらっていない。各種委員会には、河川管理者が作成した資料の内容について確認をとらせてもらい、コメントを頂いた。必要であれば、コメントの背景等を説明させて頂きたい(河川管理者)。 ←各種委員会は希少生物保護の観点からマスコミ公開のみで開催した。委員会の結果はHPで公開している。議事録は録っているが、公開するためには各種委員会と相談しなければならない(河川管理者)。 ・川上ダムができた後でも、オオサンショウウオの個体群の繁殖活動が維持されるのか。移動しても安定的に増殖できるか。絶滅しないでやっていけるのか。100年後の増殖率等のシミュレーション結果を示さないといけない。現在の調査結果だけでは不十分だ。 <p>○丹生ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常渇水対策として琵琶湖でプラス7cm確保する計画は、丹生ダムが前提になっているが、丹生ダムをつくらない場合はどうなるのか。2cm分が丹生ダムであれば、5cm分は瀬田川改修だけで可能なのか。 ←渇水対策容量はより多く確保したいと考えている。また、通常時の水位もより高め(±0cm程度)で運用したい。琵琶湖に流入する量を減らすための丹生ダム、および、琵琶湖から流出する量を増やすための瀬田川改修によって、どこまでできるかを検討した結果、7cmになった(河川管理者)。 ←丹生ダムなしでも5cm分は可能ということか。 ←流入量を減らす対策と流出量を増やす対策は別の手法なので、机上ではその通りだ。7cmでも十分だとは思っていないが、限界があるので可能な範囲内でやってきたいと考えている(河川管理者)。 <p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に「委員会見解」への少数意見について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。 ・委員会見解への少数意見を提出したが、意見交換会や本日の委員会に配布されていない。委員会見解とは違う意見を持つ委員がいることを住民にも知ってもらいたかった。早い機会に出して頂きたい。 ←提出された意見の確認作業等で時間がかかっているため、9月24日の委員会で正式に配布することになった。提出が遅れて申し訳ないが、ご了承頂きたい(委員長)。 		

- ・運営会議での検討内容について、委員会の場で報告して頂きたい。
 - ・河川管理者が「5ダムの方針」に対する住民の質問に答えたり、説明をしたりする場がなかった。河川管理者は、住民と連携してやってほしい。
- 3. 一般傍聴者からの意見聴取：**一般傍聴者5名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・5cm分であれば丹生ダム以外でも可能という説明があったが、7cmまで丹生ダムがなくてもOKだと考えている。河川管理者に質問をして、回答を頂いたが、まともな回答ではなく、私たちの主張が認められたと思っている（参考資料1 No.601）。次に川上ダムの利水についてだが、利水の代替案の可能性に関する荻野委員の質問に対して流量のデータを出されると思うが、公開してほしい。青蓮寺ダムの特定灌漑用水からの転用について河川管理者から説明があったが、我々も意見を出している（参考資料1 No600、604）。河川管理者の説明に間違いはないが、不足している点がある。農業用水の転用は単純にできないのは確かだが、水利権を余らしている大阪府（約10m³/s）や青蓮寺用土地改良区（0.3m³/s以上）から転用すれば何の問題もない。また、比奈知ダムに水利権を持つ京都府からの転用も可能だろうし、万が一京都府に余裕がないとしても、大阪市の水利権を転用すればよい。
 - ・厚生労働から人口動態統計が示された。この統計を見れば、40年間で6000万人まで半減してしまう懸念を持たざるを得ない。過大投資を避け、将来へのツケが過酷にならないようにするのは、現世代の責任だ。また、伊賀用水は現在の既存自己水源でまかなえるはずだ。川上ダムをつくれれば市民への負担が大きくなってしまふ（参考資料1 No599）。伊賀盆地では、中層以下で豊かな水脈を示すところも多いと聞く。気象変動によって集水面積の小さい川上ダムでは利水を担えなくなることも懸念される。
 - ・報告資料2「住民と委員との意見交換会の実施報告」のP2の訂正をお願いしたい。箕面市にはダム決定権はない。地元は当初は反対だったが、箕面市長の説得と国交省からの提案（治水・利水への理解、地域活性化）にやむなく従った。訂正してほしい。また、意見交換会では、委員会で地元の活性化について審議すべきかどうか、意見が分かれたが、旧法の事情を考慮すべきであり、審議しなければいけない。河川管理者は、委員会に諮問するのを怠っている。そもそもこの時期に流域委員会を設けたことに疑問を持っている。大きな問題のある関東や九州のダムでは、委員会は設けていない。旧法にそった委員会をお願いしたい。
 - ・川上ダムの説明資料が不親切。元データを調べるためには膨大な資料の中からさがさなくてはならない。読む側の立場を考えて、資料の中で元データまで説明すべきだ。
 - ・審議資料1-6-1「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討（とりまとめ）」P10では琵琶湖から放流できる最大量が1500mm³/sと書かれているが、大戸川流量がゼロでない限りできない。大戸川流量300mm³/sを考慮すると1200mm³/sである。河川管理者に確認したにも関わらず、修正されていないのは遺憾だ。それから、宇治発電所や志津川の流量を考慮すれば、天ヶ瀬ダムでは1500mm³/s放流はできない。説明不足だ。琵琶湖周辺の浸水被害の対策の検討を引き延ばされていることも許されない。また、審議資料2「住民と委員との意見交換会の実施報告」の他に、意見交換会で配布された意見発表者の意見も配布してほしい。
←意見発表者から頂いたご意見は、全委員に配布している。委員会で一般傍聴者に配布するかどうかは検討させてほしい（委員長）。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。